

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	七宗町

## 七宗町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 七宗町役場ふるさと振興課  
所 在 地 岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3  
電 話 番 号 0574-48-1101  
F A X 番 号 0574-48-2239  
メールアドレス nourin@town.hichiso.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、クマ、ハクビシン、カラス等鳥類、ヌートリア、アライグマ、カモシカ、タヌキ、サギ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	七宗町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稻・野菜(白菜・トウモロコシ・タケノコ等)・いも類(サツマイモ・ジャガイモ等)・豆類(大豆)、ヒノキ	286万円	2.3ha
ニホンジカ		47万円	0.4ha
ニホンザル		102万円	0.4ha
カモシカ		出没件数9件	0ha
クマ		出没件数1件	0ha
ハクビシン	野菜(トウモロコシ・トマト等)・いも類(サツマイモ・里芋等)・豆類(大豆)	24万円	0.1ha
カラス等鳥類	豆類(大豆)・野菜(トウモロコシ)	25万円	—ha
カワウ	コイ、アユ	出没件数15件	—ha
ヌートリア	水稻、野菜、	出没件数2件	0ha
アライグマ	野菜(白菜、トウモロコシ・トマト等)	0.5万円	0.1ha
タヌキ	野菜(スイカ・とうもろこし)・果樹	0.7万円	0.1ha
サギ	水稻等	出没件数12件	—ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

### (2) 被害の傾向

七宗町は、中山間地域であり加害個体による農作物への被害が町全域に及び、その被害は年々増加傾向にあり農家の生産意欲の低下が懸念されている。毎年、銃器・わなにより被害防止捕獲を実施しているが、被害区域が広範囲になるため、農作物被害対策としては限界があり、地域が一体となって被害対策に取り組むことが必要である。さらに、近年は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウや特定外来生物が増え、住民から積極的な捕獲を求める声が上がっている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害面積）	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	金額	面積	金額	面積
イノシシ	286万円	2.3ha	200万円	1.6ha
ニホンジカ	47万円	0.4ha	33万円	0.3ha
ニホンザル	102万円	0.4ha	73万円	0.3ha
カモシカ	出没件数9件	0ha	出没件数4件	0ha
クマ	出没件数1件	0ha	出没件数0件	0ha
ハクビシン	24万円	0.1ha	17万円	0.1ha
カラス等鳥類	25万円	—ha	18万円	—ha
カワウ	出没件数15件	—ha	出没件数7件	—ha
ヌートリア	出没件数2件	0ha	出没件数1件	0ha
アライグマ	0.5万円	0.1ha	0万円	0ha
タヌキ	0.7万円	0.1ha	0万円	0ha
サギ	出没件数12件	—ha	出没件数6件	—ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	被害防止捕獲制度による捕獲を町内猟友会が組織する実施隊に依頼。捕獲個体の処理については、適正な方法で、埋設・焼却処分をしている。	猟友会員の高齢化に伴い成果が上がりにくくなってきている。また被害作物に対する加害個体の特定も難しく、被害の低減に直結していない状況である。
防護柵の設置等に関する取組	町単独事業を活用し、電気柵を始め、各種防護柵等を設置することにより水稲、野菜等への被害防止対策を行ってきた。又、地域ぐるみの防護柵設置については、国の鳥獣被害防止総合対策事業を取り入れ、地域ぐるみの取組を支援している。	防護柵の設置場所が広範囲となり、資材の購入費が高価になるため、必要最小限の設置となり、未設置の圃場へと加害個体が移動し、新たな被害を引き起こしている。
生息環境管理その他の取組	配布物等で緩衝帯の設置、放任果樹除去の周知を行っている。	農家の高齢化や人口減少により耕作放棄地が増えているので、地域ぐるみの取組みが必要になってきている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

行政や農業者団体、猟友会等と農業者間の連絡を密にし、研修会の開催、緩衝帯の設置、防除施設を協同で設置するなどして、被害防止対策に対する共通意識を持つことにより、知識を共有し効果的な防除を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(I0C(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

町が農業者から被害報告を受け、状況確認を行った後、七宗町鳥獣被害対策実施隊に捕獲を依頼する。また、大型獣類の駆除に必要なライフル銃を使用して捕獲することができる。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・クマ・ハクビシン・カラス等鳥類・ヌートリア・アライグマ・カワウ・タヌキ・サギ	七宗町鳥獣被害対策実施隊と連携して、銃器及びわなにより捕獲を行う。加害個体の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する。捕獲技術講習会に参加を促し捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟免許の新規取得の啓発と促進に努める。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>主な加害個体の捕獲実績は、対象鳥獣によりばらつきはあるものの、近年被害が増加傾向にあると推測される。従って、引き続き積極的な捕獲を行う必要がある。</p> <p>尚、ニホンジカ、ニホンザル、カワウなどの被害が近年多数報告され、現在は侵入防止対策のみのため、今後個体数の増加を危惧している。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
カモシカ	2頭	2頭	2頭
クマ	1頭	1頭	1頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
カラス等鳥類	50羽	50羽	50羽
カワウ	35羽	35羽	35羽
ヌートリア	10頭	10頭	10頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
サギ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

### 捕獲等の取組内容

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、クマ、ハクビシン、カラス等鳥類、カワウ、ヌートリア、アライグマ、タヌキ、サギの捕獲を実施隊の協力のもと積極的に進めていく。さらに、猟友会の協力のもとに、分布の把握、効果的な捕獲体制の確立を図っていく。捕獲手段は、銃器及びわなで実施する。

予定時期は原則として、愛鳥週間と狩猟期間及び猟期後15日間を除く期間とする。

捕獲予定場所については、町内全域で行うものとする。

現在行っている実施隊による銃器及びわなを使った被害防止捕獲を引き続き実施し、捕獲に取り組む。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣類捕獲に関しては、捕獲率の向上のため、長距離の狙撃ができるライフル銃による捕獲が有効であり、春の田植時・秋の収穫時などに発生する農林業被害箇所付近での巻き狩り等による駆除に用いるものとする。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
七宗町	現状の通りとする

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	<p>加害個体の分布や被害実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。</p> <p>防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証</p>	<p>加害個体の分布や被害実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。</p> <p>防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証</p>	<p>加害個体の分布や被害実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。</p> <p>防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証</p>
ニホンジカ			
ニホンザル			
カモシカ			
クマ			
ハクビシン			
ヌートリア			
アライグマ			
タヌキ			
カワウ			
サギ			
カラス等鳥類			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・クマ・ハクビシン・ヌートリア・アライグマ・タヌキ・カワウ・サギ・カラス等鳥類	設置者により柵の定期的な点検と補修を行い、それに併せ草刈り等の周辺環境整備も行う。	設置者により柵の定期的な点検と補修を行い、それに併せ草刈り等の周辺環境整備も行う。	設置者により柵の定期的な点検と補修を行い、それに併せ草刈り等の周辺環境整備も行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

## 5. 生態環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・クマ・ハクビシン・カラス等鳥類・ヌートリア・アライグマ・カワウ・タヌキ・サギ	七宗町鳥獣被害対策実施隊と連携して、銃器及びわなにより捕獲を行う。加害個体の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する。捕獲技術講習会に参加を促し捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟免許の新規取得の啓発と促進に努める。
令和9年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・クマ・ハクビシン・カラス等鳥類・ヌートリア・アライグマ・カワウ・タヌキ・サギ	七宗町鳥獣被害対策実施隊と連携して、銃器及びわなにより捕獲を行う。加害個体の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する。捕獲技術講習会に参加を促し捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟免許の新規取得の啓発と促進に努める。
令和10年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・クマ・ハクビシン・カラス等鳥類・ヌートリア・アライグマ・カワウ・タヌキ・サギ	七宗町鳥獣被害対策実施隊と連携して、銃器及びわなにより捕獲を行う。加害個体の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する。捕獲技術講習会に参加を促し捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟免許の新規取得の啓発と促進に努める。

(注) 緩衝帯の設置、農地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岐阜県	町より受けた情報により、町に対し助言を行う。又、関係機関に情報伝達を行う。
加茂警察署	町から受けた情報を基に、連絡・調整を行う。
七宗町	情報を収集し、防災無線等により、住民に周知を行う又、同時に収集した情報を警察署及び上級機関に伝達する。
鳥獣被害対策実施隊	七宗町から依頼を受け、敏速に行動ができるように、体制を作っておく。
可茂県事務所 環境課	人身・生活の被害対策を支援する。
可茂農林事務所 農業振興課	農作物の被害対策を支援する。

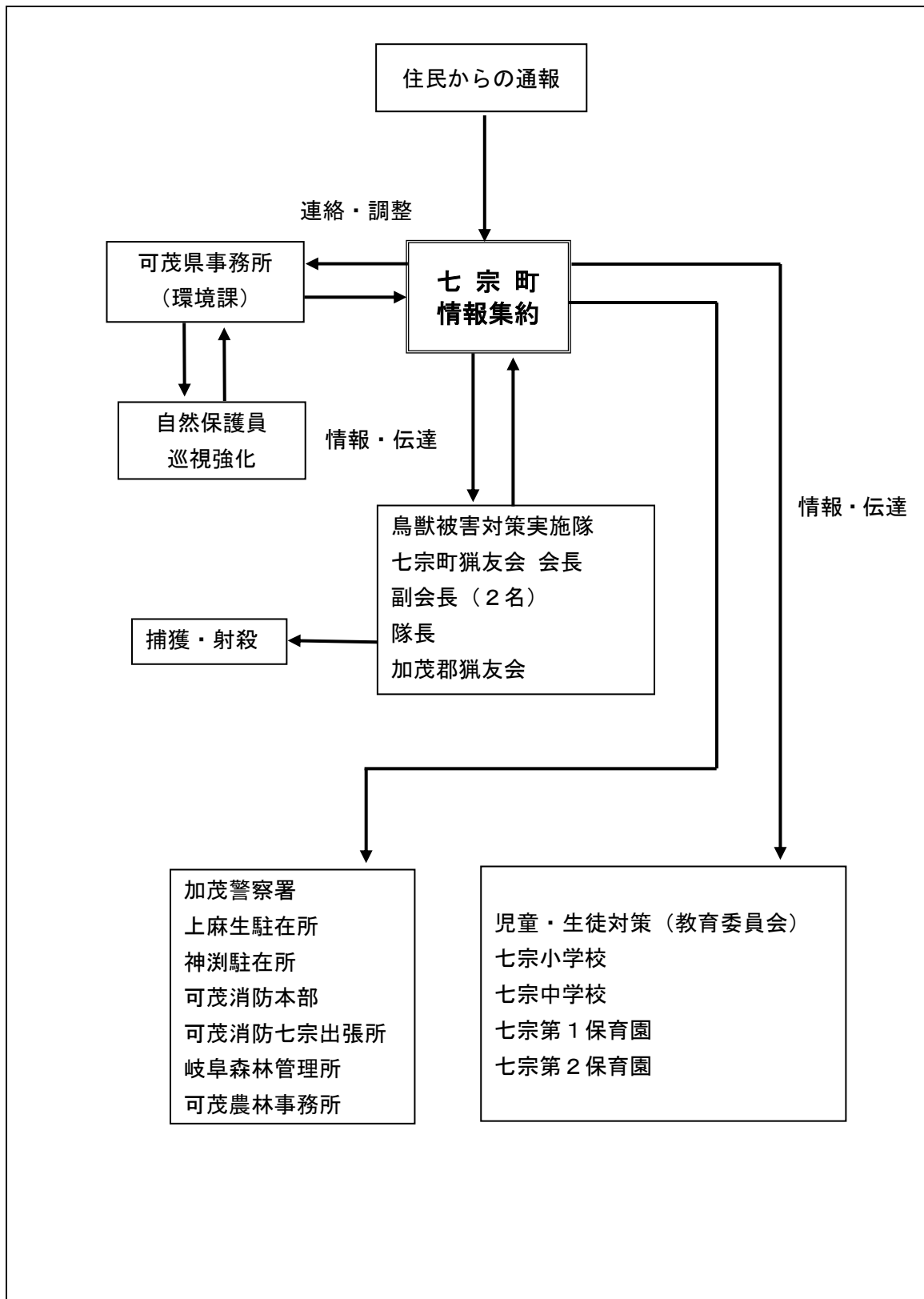
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、捕獲後速やかに、処理施設での焼却処分又は埋設処分を行うものとする。  
又、学術研究により検体の提供を受けた場合は、協力する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食 品	検討中
ペットフード	検討中
皮 革	検討中
そ の 他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園で のと体給餌、学術 研究等)	検討中

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	七宗町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
七宗町	鳥獣被害防止対策協議会の事務運営・各機関の連絡調整
七宗町猟友会・実施隊員	加害個体に対する専門知識、捕獲体制に対する助言
可茂森林組合	農林産物の被害状況を把握し協議会で捕獲手段の検討
農事改良組合	被害状況の把握
めぐみの農業協同組合	被害状況の把握と営農指導、情報提供
岐阜県農業共済組合	被害状況の把握、情報提供
可茂農林事務所	加害個体の習性等に対する専門知識、捕獲に対する助言
岐阜森林管理署	被害状況の把握、情報提供
農業者の団体	被害状況の把握、情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
可茂県事務所（環境課）	加害個体の捕獲に関する助言を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成25年4月1日
構成員	七宗町猟友会
構成人数	36名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施設、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特記事項無
-------

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記載する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者や農業協同組合、農業共済組合等との連絡を密にして被害状況を的確に把握するとともに、防除と捕獲の両面から対策を図る。
--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。